

令和 8 年 8 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

午後 2 時 3 3 分～3 時 2 0 分

場所：分庁舎 6 階 6－5 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和８年８月２５日（火）、分庁舎６階 ６－５会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	吉 原 豊	１５番	相 原 成 行
２ 番	田 代 恵美子	１６番	落 合 克 幸
３ 番	小 林 正 幸	１７番	亀 井 隆 幸
４ 番	永 野 良 徳	１８番	佐 野 洋
６ 番	井 出 茂 康	１９番	宮 治 政 彦
７ 番	佐 藤 智 哉	２１番	桐ヶ谷 彰 織
８ 番	関 根 栄 一	２２番	神 山 浩 幸
９ 番	大 貫 孝 博	２３番	平 川 勝 昌
１０番	齋 藤 義 治	２５番	高 橋 美恵子
１１番	井 上 哲 夫		
１２番	石 塚 義 章		
１３番	上 田 洋 子		
１４番	西 山 弘 行		

欠席委員は、次のとおり

５ 番	長谷川 明 夫	２０番	安 藤 康 彦
２４番	砂 川 耕 介		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	主 査	久 保
主 任	三 澤				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | | | |
|-----|----|-----|-----|--|
| 日程第 | 1 | 議案第 | 28号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 29号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 3 | 議案第 | 30号 | 非農地証明願について |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 31号 | 相続税の納税猶予に関する適格証明願について |
| 日程第 | 5 | 議案第 | 32号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
について |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 33号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について |
| 日程第 | 7 | 報告第 | 10号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の
変更について |
| 日程第 | 8 | 報告第 | 11号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 | 9 | 報告第 | 12号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて |
| 日程第 | 10 | 報告第 | 13号 | 農地の転用事実に関する登記官照会について |

開会 午後２時３３分

事務局（山本事務局長） それでは、皆様お待たせしました。定刻となりましたので、——定刻を過ぎましたね。ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催したいと思います。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数は２２名でございます。

それでは、初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、また、猛暑の中を農業委員会の総会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

これから９月を迎えるわけですが、９月は「収穫の秋」ということで、昨年、あれだけ騒がれていた米が、今年は暴落をしているということでございます。各県のＪＡが、「概算金」ということで提示をしておりますが、昨年の３割から４割安ということでございます。国が、食料システム法に基づいて、米のコスト指標というのを出しているのですが、米を、これ以下で売ったら赤字になるよということで出している数字が、６０kg当たり２万５３６円ということで出しているのですが、実際に、売買をされている国家の概算金は、ほとんどが１万５，０００円から１万８，０００円ぐらいです。ですから今年は、水稻業者が出せば出すほど赤字になるというふうな計算でございます。

本来でしたら、国や政府が、コスト指標と売買価格の、この差額を補償する、要するにこれからの持続可能な農家をつくっていくには、この差額を補填するということも、重要な課題かと思えます。

ヨーロッパ（ＥＵ加盟国）では、農業は、要するに売買価格と生産価格が完全に分かれていきますので、その差額は国で、「農家保護」ということで補助をしているというのが現実でございます。

日本も、そういう話はあるのですが、その先になかなか進んでいかない。国会議員の先生方の話を聞いていても、「農業は守らなければいけない」とか、

「農業は国の基（もとい）だ」とか、いろいろ言いますが、実際、農家はどんどん減っています。

農家が減っているということは、何度も申し上げていますが、手取りがなくなっていく、そして、来年の４月から消費税が１％になるということは、現実的には７％の減収というか減少です。

これは、最近の企業の値上げ、食料品の値上げを見ていると、ほとんどが１０％、１５％の値上げです。これは、うがった見方をすると、来年４月の７％減少、減額するというときの基にしているのではないかと思います。いわゆる今の価格でいって、来年の４月に７％下げるとなると、企業は、なかなかやってくれない、今年中に上げようということで、かなり値上げが進んでおります。特に８月は、２，３００品目以上が値上げになっています。それで、来月（９月）には、４，５００種類以上が値上げになって、食料品の値上げがどんどん進んでいるというのが現実でございます。

このように、企業は手取りを減らさないようにしていますが、農家は、もろに減ると思います。ですから、これからも大変だと思います。

それで、今、地域計画で農地の集約や集積を進めていますけれども、この間、新聞を見ていましたら、滋賀県の彦根市にフクハラファームというところがありますが、そこは、水稻を専門にやっていますけれども、水稻の面積が２４０ヘクタール（２４０町歩）ですよ。１枚の田んぼが０．８ヘクタールですから、１枚の田んぼが８反の田んぼです。それで生産をしています、行く行くは一枚の田んぼを４ヘクタールまでに大きくしようというふうなことを考えているようです。

それで、何人でやっているのかなと思っていろいろ調べてみたら、アルバイトや従業員含めて１６人で２４０ヘクタールをやっているそうです。

この２４０ヘクタールというのは、藤沢市の水稻の面積、田んぼの面積が約１２０ヘクタールですから、その倍の面積を１６人でやっているというのが、要するに今の農業らしいです。

ですから、地域計画でどんどんどんどん大きな農業を、規模拡大をするとい

うことで、スマート農業を進めています、果たしてこれで日本の農業がいいのかということ、それを見ながら感じましたね。

特に都市農業というのは、消費者が、すぐ周りにいるわけですから、水稻にしても生鮮野菜にしても、新しいものがどんどん供給できるわけですね。そうすることで、国も、その辺の農業政策というものを、もっと真剣に考えていたきたいなと思っています。

それから、もう一つ、昨年、要するに備蓄米を出しましたよね。備蓄米が100万トンあったのですが、それで、そのうちの約60万トンか70万トンを出して、今年の、今月か来月には、また買い戻すということでやっていますけれども、20万トンか21万トンを買い戻すと言っていますが、高市総理大臣があまりいい顔をしていない。いわゆる、もしそれを買い戻すと、価格高騰の……、要するに価格を安くしている高市政策に逆行するのではないかということで、現在、備蓄米を買い戻すことに、ちょっと躊躇していて、皆さん、ぜひともよく見ていただきたいと思います。

それと、もう一つ、ジャガイモが、これから自由化になるような雰囲気です。今までジャガイモというと加工品で日本に入ってきていたのですが、アメリカからジャガイモが入ってきますと、日本の今の売買価格より3割から4割、5割ぐらい安いそうです。そうすると、いつかのオレンジじゃないですが、それと同じようなアレで、ミカン農家がどんどん消えていったように、ジャガイモが非常に厳しくなるのではないかなというようなことを感じております。

そうしたことも、ニュースの中でも、国の政策というものを、もっともっと農業の話題を、皆さん方も注視していただきたいと思いますと思っています。

それでは、8月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、その前に、事務局から、今日の、会議終了後の研修について、説明をお願いします。

事務局（坂間主幹） 本日、総会終了後に、農地パトロールのタブレット研修を行わせていただくという予定でしたが、農業会議の担当者が、体調不良ということで、急遽、対応ができなくなりましたので、来月（９月）の総会後にタブレット研修をやりたいと思っております。

本日は、御迷惑をおかけしまして、大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

事務局（山本事務局長） それでは、これから議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、これ以降は、齋藤会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により１番の吉原 豊委員と２番の田代恵美子委員の御両名にお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第１、議案第２８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） それでは、議案書２ページをお開きください。

「農地法第３条の規定による許可申請について」、御説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号１。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者４人。所有面積、６６ａ。耕作面積、６６ａ。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。

当該農地、地番、遠藤の1筆。地目、畑。地積、1, 180 m²。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者1人。所有面積、27 a。耕作面積、78 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、高倉の5筆。地目、田。地積、合計4, 153 m²。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、亀井委員。

17番（亀井隆幸委員） 資料は、1ページをお開きください。公図が載っている資料です。

ちょっと見にくいのですが、正面に「いけのかしら公園」というのが載っていますけれども、その左下に「遠藤市民センター」があります。申請地は、それから右へ行って、太線で囲われているところです。

本件の申請地は、「遠藤市民センター」から東に約130mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談しました。

譲受人は、遠藤でジャガイモなどの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地については、ニンジンを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

22番、神山委員。

（神山浩幸委員） 資料は、3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「市立高倉中学校」から南東に約 280 m の土地 3 筆及び南に約 180 m の土地 2 筆になります。

高倉に七ツ木神社という神社がありますが、その東側になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、湘南台で露地野菜を生産し、大和市にも農地を所有し、主に水稻の生産により農業経営を行っております。

農地の管理状況が良好であることを、管轄の農業委員会事務局に確認済みで
す。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するもので
す。

申請地につきましては、水稻を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

(齋藤義治委員) 他に意見はございませんか。

議案第２８号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第２８号について、許可することに決定をいたします

次に移ります。

日程第2、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） 議案書3ページ、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、地番、遠藤の2筆。地目、畑。地積、2筆合計1,664㎡。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、貸資材置場及び貸車両置場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、亀井委員。

17番（亀井隆幸委員） 資料は6ページをお開きください。公図です。

7ページ目には、詳細の土留めとか、物をどこへ置くとかというのを細かく記載されております。

本件の申請地は、「遠藤市民センター」から南西に約400mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には青木歯科医院と遠藤市民センターがあるため、「第3種農地」と判断しました。

本件は、市内で建設業を営んでいる法人から、不動産業を営んでいる譲受人に要望があったものです。

要望者は、このたび、これまで借りていた置場の退去依頼があったこと、また、事業規模の拡大を図ることから、代替地を探していたところ、規模的にも都合がよい申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は、北側が道路、東側及び西側が宅地及び畑、南側が畑になっております。

敷地内は転圧の上、砕石敷きとし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

以上です。

議案第 29 号について、許可をすることに御異議はございませんか。

それでは、議案第29号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 3、議案第 30 号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

三澤主任。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、高倉1筆。地目、畑。地積、143㎡。内容、昭和40年代後半より住宅の敷地、公衆用道路及び駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。農地種別、第3種農地。現地確認日、令和8年8月17

CIII

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

22番、神山委員。

22番（神山浩幸委員） 資料は9ページをお開きください。

本件の申請地は、「藤沢北郵便局」より南東に約240mの土地になります。

東勝寺というお寺がありますけれども、その北側になります。

申請者は、高倉の土地を、昭和40年代後半から住宅の敷地、公衆用道路及び駐車場敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

申請地の農地は、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には上原公園及び高倉公園があるため、「第3種農地」と判断できます。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和８年８月１７日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第30号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第 30 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第３１号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） 議案書 5 ページから 7 ページの「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、御説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号 1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、葛原 7 筆。地目、畑。地積、7 筆合計 1 万 1, 4 5 5.5 1 m²。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和 7 年 1 2 月 4 日。経営面積、5, 0 4 6 m²。現地確認日、令和 8 年 8 月 1 4 日。

番号 2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、葛原 1 筆、打戻 1 筆、瀬郷 1 1 筆、宮原 3 筆、合計 1 6 筆。地目、畑、及びいずれも現況畑。地積、1 6 筆合計 1 万 5 5 9.6 3 m²。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和 8 年 1 月 2 8 日。経営面積、5 万 3, 6 1 7.0 6 m²。現地確認日、令和 8 年 8 月 1 2 日。

番号 3。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、瀬郷 3 2 筆。地目、畑及びいずれも現況畑。地積、3 2 筆合計 1 万 8, 2 1 8.0 8 m²。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和 8 年 1 月 2 8 日。経営面積、5 万 3, 6 1 7.0 6 m²。現地確認日、令和 8 年 8 月 1 2 日。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号 1 について、意見を求めます。

9 番、大貫委員。

9 番（大貫孝博委員） 本件につきましては、令和 8 年 8 月 1 4 日に、相続人と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況は、落花生やサツマイモの栽培中であり、全て適正に管理されていきました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２、番号３について、意見を求めます。

18番、佐野委員。

18番(佐野 洋委員) 番号2及び番号3につきましては、令和8年8月12日に、相続人と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況は、いずれも植木や一部野菜の苗を生産しており、適正に管理されていました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 31 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第31号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第５、議案第３２号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号４、番号１１については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

初めに、番号4の対象委員の退席をお願いいたします。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号4について、事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書は８ページをお開きください。

「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」、御説明いたします。

番号４は、西俣野を中心に２６４aを耕作する方の、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３２号、番号４について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３２号、番号４について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

続きまして、番号１１の対象委員の退席を願います。

（対象委員 退席）

それでは、本議案、番号１１について、事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書は１１ページをお開きください。

番号１１は、大庭を中心に３３３aを耕作する方の、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３２号、番号１１について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第３２号、番号１１について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

それでは、本議案、番号１から番号３、番号５から番号１０、番号１２から番号１８について、事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書は８ページをお開きください。

番号１は、打戻で１０２ａを耕作する方の、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号２は、獺郷を中心に５３６ａを耕作する方の、利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では植木を栽培していくとのことです。

番号３は、亀井野で５３ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

１つ飛びまして、番号５は、西俣野を中心に９８ａを耕作する方の、利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号６は、西俣野で８６ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜及び水稻を栽培していくとのことです。

番号７は、西俣野を中心に１４５ａを耕作する方の、利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号８は、長後で４４ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽

番号 9、番号 10、番号 14、番号 15、番号 16、番号 18 は、大庭を中心
に 60 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を栽培していくとの
ことです。

番号13は、大庭で97aを耕作する方の、利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では水稻を栽培していくとのこと。

番号１７は、石川を中心に５５６ａを耕作する方の、利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では水稻を栽培していくとのこと。

以上で説明を終わります。

議案第 32 号、番号 1 から番号 3、番号 5 から番号 10、番号 12 から番号 18 について、承認をすることに御異議はございませんか。

それでは、議案第 32 号、番号 1 から番号 3、番号 5 から番号 10、番号 12 から番号 18 について、承認することに決定をいたします。

日程第 6、議案第 33 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

久保主査。

「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、御説明いたします。

なお、現地確認を行い、特段問題はありませんでした。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

議案第 33 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

それでは、議案第 33 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 7、報告第 10 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の変更について」を上程いたします。

久保主査。

このことについては、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」として、過去の総会でお諮りしたものでございますが、契約内容に変更があった案件について報告するものです。

変更内容でございますが、番号1、番号2、番号3、いずれも「契約始期及び終期の変更」でございます。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

次に移ります。

日程第 8、報告第 11 号「農地の賃借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

(久保主査) 議案書は15ページをお開きください。

「農地の貸借の合意解約通知について」、御説明いたします。

番号1は、当事者間での農地売買に伴い、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号2は、当事者間での農地売買に伴い、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

齋藤義治委員） 本件につきましても、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

次に移ります。

日程第 9、報告第 12 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

(久保主査) 本件につきましては、まず、議案書 16 ページをお開きください。「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」でございます。

続きまして、議案書 17 ページから 19 ページまでが、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 1 件、六会・長後地区が 1 件、藤鵠・村岡・明治地区が 10 件、合計 12 件となっております。

続きまして、議案書 20 ページから 22 ページまでが、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が2件、藤鵠・村岡・明治地区が7件、合計10件となっております。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

日程第 10、報告第 13 号「農地の転用事実に関する登記官照会について」
を上程いたします。

三澤主任。

本件につきましては、横浜地方法務局湘南支局の登記官から、地目変更登記をするに当たって、農業委員会へ農地転用事実に関する照会があったものです。本来、法務局で地目変更登記をするに当たっては、県が発行する転用許可指令書や、農業委員会が発行する非農地証明書を添付する必要がありますが、添付されていない場合、登記官は農業委員会に照会しなければならないことになっております。

19

委員又は農地利用最適化推進委員３人以上と事務局職員により、遅滞なく現況を確認し、県に報告した上で、原状回復命令を発するか否かについて回答するものとされており、本件につきまして、回答したため、報告させていただくものです。

本件の土地につきましては、引地川にかかる「秋本橋」から南西に約100mの土地になります。

この土地につきましては、令和7年に農業用施設として利用し、現在に至っております。

農地の区分は、農用地区域内農業用施設用地であります。

今回は、登記官からの照会ということで、令和８年７月１３日に、農業委員の田代委員、加藤前委員、農地利用最適化推進委員の安藤委員及び事務局職員で現地確認を行い、農業用施設の敷地であることを確認しております。

また、神奈川県に報告したところ、神奈川県からは、原状回復命令を発する予定はない旨の回答を収受したことから、横浜地方法務局湘南支局に対し、原状回復命令を行わないと回答いたしました。

以上で説明をおわります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第１３号を終了いたします。

本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、8月の総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 2 0 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）